

# エリザベス治世イングランドにおけるカトリック教徒と 隠れカトリック教徒

青 柳 かおり

Catholics and Church Papists in Elizabethan England

AOYAGI, Kaori

大分大学教育福祉科学部研究紀要 第36巻第1号

2014年4月 別刷

Reprinted From

THE RESEARCH BULLETIN OF THE FACULTY OF

EDUCATION AND WELFARE SCIENCE,

OITA UNIVERSITY

Vol. 36, No. 1, April 2014

OITA, JAPAN

## エリザベス治世イングランドにおけるカトリック教徒と 隠れカトリック教徒

青 柳 かおり\*

**【要旨】** 1559年、国王至上法および礼拝統一法が制定され、イングランド国教会が再建されることになった。エリザベス治世において、政府は国教会による宗教の統一を試みたが、国内にはカトリック教徒が存在していた。カトリック教徒は少数であったが、地方の貴族やジェントリなど身分の高い信者が多かったため、彼らを厳格に取り締まることはできなかった。彼らはカトリック司祭を保護して信仰を維持し続けていたので、宗教統一は困難であった。しかし、政府は地方統治者の官職をカトリック教徒からプロテスタントへ入れ替えて、徐々にカトリックの権力を奪い、国教会の確立を図った。カトリック勢力は存続したものの、エリザベス治世の末期には国教会のもとでの国家統合が達成されたと思われる。

**【キーワード】** エリザベス カトリック教徒 隠れカトリック教徒  
イングランド国教会

### はじめに

1534年、イングランドにおいて、ヘンリ八世(Henry VIII, 在位 1509-47)治世の宗教改革<sup>1)</sup>によって、ローマ・カトリック教会から独立した、国王を首長とするイングランド国教会(the Church of England)が誕生した。ヘンリの死後、イングランドは、エドワード六世(Edward VI, 在位 1547-53)時代のプロテスタンティズム、メアリ(Mary, 在位 1553-58)時代のカトリシズムを経て、宗教的混乱の時期を迎えた。メアリの次の女王エリザベス(Elizabeth, 在位 1558-1603)は穏健なプロテスタンントで、政府は国教会の再建を図ったが、彼女の即位時においては、国内にはメアリ治世からのカトリック教徒が存続しており、国際状況の面ではローマ教皇庁、スペイン、フランス、神聖ローマ帝国といったカトリック勢力からの干渉が予想された。こうした国外・国内においてイングランド国教会体制にとって危険な状況の中、エリザベス政府はその定着を図った。

---

平成 25 年 10 月 31 日受理

\*あおやぎ・かおり 大分大学教育福祉科学部情報国際教育講座（西洋史）

本稿では、国家的宗教が短期間で変化し、カトリック教徒が存続する中で、エリザベス政府がカトリック教徒に対してどのように国教会を定着させていったのかを検討する。1559年、国王至上法が議会で可決され、ローマ教皇ではなく国王がイングランド国教会の首長を兼ねることになった。上訴禁止法<sup>2)</sup>に基づいたこの法律により、ローマ教皇庁やいかなる外国の統治者の権威もイングランドへ干渉することは禁止され、対外的な国家統合が促進された。また、1559年の礼拝統一法により、1552年の祈禱書を保守的に改訂した祈禱書の使用と、聖職服の着用が義務付けられた。

イングランド国教会は教義的にはプロテスタントであるが、教会制度や儀式の一部はカトリックの要素を残していた。エリザベス政府が多数の国民の支持を得ようと努めていたにもかかわらず、一部のカトリック教徒はイングランド国教会に外面的にでも服従しようとはしなかつた。彼らにとって俗人の女性に「教会の首長」という靈的権威を与え、ローマ教皇至上権を否定する国王至上法は絶対に認めることができないものであった。

一方、政府はカトリック教徒に対して、女王を最高統治者であると宣誓しないのならば、聖職禄や官職を剥奪し、罰金を科した。また、高位聖職者である主教(Bishop)に対してはカトリック教徒からプロテスタントへの入れ替えが行われたが、中間・下層の聖職者の間での変化は少なかつたようである<sup>3)</sup>。

エリザベス治世において、イングランド国教会以外の宗教が認められなかつたことは重要である。八代によれば「国王至上法がナショナリズムの対外的表明であったとすれば、礼拝様式統一法は、同じナショナリズムの対内的表現であり、国家的統一の保証を意図していた。複数の教会の共存が認められるようになる17世紀後半以後と違って、この時点では、ローマ・カトリック教徒もピュリタンと呼ばれるようになる人々も、国家的統一は宗教における多様性によってではなく、統一によってしか維持しえないと考えていた。<sup>4)</sup>」宗教と政治が密接に結びついていた時代に、エリザベス政府は宗教の統一によって、イングランド国教会のもとでの国家統合を目指していた。

イングランド宗教改革に関しては、イギリスにおいて多くの研究の蓄積がある。国王や政治家による上からの宗教改革か、人々による自発的なプロテスタント運動としての下からの宗教改革か、という議論がなされてきた。カトリックに対しては否定的な意見が強かつたが、1970年代からヘイグなどカトリックの存続を強調する修正論がみられるようになった。ダフィも、地方において人々がカトリックを信仰してミサを行っていたのに、その社会が宗教改革によって破壊されたと主張した<sup>5)</sup>。日本では楠や指によるエリザベス治世の宗教史研究がある<sup>6)</sup>。

しかし、エリザベス治世の地方における対カトリック教徒政策に関する研究は少ない。政府は徐々にカトリック教徒をイングランド国教会の中に取り込むことによって国家統合を図つたが、非妥協的なカトリック教徒が存在していたのである。地方におけるカトリック教徒と国家統合に関する研究<sup>7)</sup>としては、まず、マニングの研究が挙げられる。彼はサセクスにおいて、貴族とジェントリがカトリシズムの維持に重要な役割を果たしており、実際はイングランド国教会の定着はすすまなかつたことを明らかにした。しかし、彼は政府が徐々にカトリック教徒を地方の官職から除外することにより、国家統合を達成できたと考えている。ウィリアムズもマニングと同様の見方を示している。しかし、クロスは、神学上、政策上、エリザベスの宗教解決が失敗であったと主張している。カトリック教徒もプロテスタントも、決して俗人である女王の教会支配を認めず、また、両方とも存続したため宗教が統一されたとはいえないからで

ある。

このような研究をもとにして、エリザベス政府はどのように国内カトリック教徒を抑えてイングランド国教会のもとでの国家統合を推進したのか、ということを考えていきたい。まず I では、カトリック宣教師と指導的なカトリック貴族・ジェントリとの協力関係をみていく。彼らの宣教師への援助は、イングランドにおけるカトリシズム発展に必要であった。宗教的に政府に不満を持ち、カトリシズムを維持し続けた貴族とジェントリが国家統合の妨げであったと思われる。II では、対カトリック教徒政策について具体的に検討を加え、それが国家統合に有効であったのかということを考察する。

## I 国家統合とカトリック教徒

### (1) エリザベス治世初期のカトリシズム

1558 年末、メアリが死亡した時点では、イングランドはカトリック国家であったが、エリザベス即位後に大多数の国民は公式に国教徒に改宗した。また、当時約 8000 人いた聖職者の中で、国王至上法を拒否した者は 200～300 人であり、ほとんどがエリザベスの宗教解決に受動的に服従したといえる<sup>8)</sup>。また、国家統合を目指すエリザベス政府は国民の支持を得るために、改宗しないカトリック教徒を寛大に扱い、迫害よりも説得によって改宗させようと努力していた。

ただし、圧倒的多数の民衆はイングランド国教会を受け入れたが、宗教的変化がカトリックの頃と比べて少なかったために、彼らはほとんど国教会を理解していなかった。彼らにとって祈禱書によって祈りの内容が変化しても、それは重要ではなかった。また、十分の一税がローマ教皇のためであろうとエリザベスのためであろうと問題ではなかったので、彼らは今までのように教区教会に通い、税を支払っていたのである<sup>9)</sup>。その上、彼らは大変迷信的で、いつまでもカトリシズムの伝統を維持していた。

さて、エリザベス治世初期のカトリシズムについては、研究者の間で意見が分かれている<sup>10)</sup>。ひとつは、1574 年に外国のカトリック宣教師がイングランドに布教するまで、それはまったく衰退していたというものである。例えば、ボシィは初期のカトリシズムと、宣教師やイエズス会士のもたらした新しいカトリシズムを区別し、イングランド国教会の礼拝への出席を拒否するカトリック教徒は 1570 年代から出現したと主張している。ディケンズも、1560 年代にヨーク教区においてカトリシズムを好む民衆の保守性はみられたものの、カトリック教徒は存在しなかったとしている。その後、1578 年から 82 年にカトリック教徒が増加したのは宣教師の働きによるものであり、残存していたメリ時代のカトリシズムの伝統とは何の関係もないと書いている。八代も、「古い宗教」を守りたいと思った人々を見捨てた責任は、イングランド国教会に服従したカトリック聖職者や、エリザベス治世初期の 10 年間を無策にすごし、対イングランド政策に失敗したローマ教皇、神聖ローマ皇帝、フランス、スペインといったカトリック外国勢力にあると推測している。

こうした意見に対して、ヘイグはカトリック聖職者の活動によって維持された伝統の重要性を強調し、エリザベス治世初期において、すでに強力なカトリシズムが存在していたと主張しているのである。150 人以上の聖職者がイングランド国教会から罷免されたが、そのうち 75 人が北部のヨークシャとランカシャでカトリシズムの存続にむけて活動したほか、ノーサンバ

ランド, ダラム, ウスター, ハンプシャ, サセクスでも多数が活動していた。ただし, これら以外の州ではカトリック聖職者の集中はみられなかった<sup>11)</sup>。1560 年代, 政府はイングランド国教会を人々に強制しなかったため, 主要都市以外の地域では, 公式なプロテスタンティズムの定着はほとんど成果をあげていなかった。

その一方で, 北部ではメリマ治世のカトリック司祭が教区教会に禁止された祭壇, 聖画像, 聖水, ロザリオ, 十字架を残して, 民衆のカトリシズムを維持したのであった<sup>12)</sup>。1569 年の北部貴族の反乱<sup>13)</sup>の後になって, 政府は全国の治安判事(JP, the Justice of the Peace)に対して, ジェントリに祈禱書を読ませるように命じたのであった。イングランドにおいて, 北部を中心に, カトリック宣教師が到着する以前から, 指導的な多くの名門貴族はすでに全員がカトリック教徒であり, 民衆の間にもカトリシズムを信仰する国教忌避(recusancy) の姿勢が浸透していたという<sup>14)</sup>。

サセクスの多くの地域でもカトリシズムが存続していたようである。急進的なプロテスタンントであるチチェスター主教リチャード・カーティス(Richard Curteys, 1532-82)によれば, 「教区民は多くの場所で, 諸聖人の祝日の翌日には, 朝も, 国教会の祈禱時間にも, 夜もベルを鳴らしているが, これはカトリック聖職者が教えた無知と迷信の表れである。皆, 教区教会にカトリックのラテン語聖書を持ってきて, 説教の最中もそれを読んでいる。老人や女性がロザリオを持っていたので取り上げたが, 彼らはまだ自宅に隠し持っている。」「多くの教区教会で, まったくプロテスタンントの説教が行われていない。・・・聖職者も大変無知である<sup>15)</sup>。」こうした記述は, 1560 年代のサセクスでの, 民衆の支持を得た宗教改革は失敗であったということを示しているといえよう。1570 年代においても, アランデル教区では依然として 7 人のメリマ時代のカトリック聖職者が聖職禄を保有しており, その教区教会には祭壇が残され, バトル&リンドフィールド教区でも人々がミサを行っていた。教区巡察(Visitation)によると, 10 家族のジェントリが彼らの邸宅をカトリシズム崇拝の隠れ家としていた上に, ますます教区教会に出席しなくなったという。10 家族の中の 6 家族が, メリマ時代のカトリック聖職者をチャプレン(chaplain, 礼拝堂付牧師)としており, フランスやローマからのカトリック宣教師の布教以前に, 国教忌避が始まっていたのである<sup>16)</sup>。

以上, 二つの見解を考察した。確かにエリザベス治世初期において, 多数のメリマ時代のカトリック聖職者および国民がイングランド国教会に従ったが, イングランドにカトリシズムがまったく存在しなかつたとはいえない。カトリック諸外国からの指導が欠けていたにもかかわらず, 民衆のためにミサを執り行って教区にカトリックの伝統を残し, また, 貴族やジェントリのチャプレンとして活動していたという点に, メリマ時代のカトリック聖職者の意義がある。穏健な宗教政策に加えて, 以上のようなカトリック聖職者の活動により, エリザベス治世初期にカトリシズムは完全に衰退してはいなかつたと思われる。

## (2) カトリック宣教師

エリザベス治世初期において, カトリック教徒は比較的穏健に扱われていた。しかし, 1569 年に起こった北部のカトリック貴族たちによる反乱をきっかけとして, 彼らの状況は悪化していったのである。反乱が失敗した後になって, 1570 年 2 月, 教皇庁はイングランドのカトリック教徒が反乱を支援することを期待して, エリザベスを破門したが, それは国内カトリック教徒にとってまったくの逆効果であった。国務大臣(Secretary of State)ウィリアム・セシル

(William Cecil, 1<sup>st</sup> Baron Burghley, 1520-98)など、政府当局が教皇庁への対抗策を打ち出し、カトリック教徒弾圧を開始したからである。

このような政府のカトリック貴族や教皇庁への警戒が強まった状況において注目されるのは、亡命していたカトリック司祭ウィリアム・アレン(William Allen, 1532-94)が 1568 年にフランスのドゥエイ(Douai)に設立したカトリック神学校の宣教師である。ドゥエイの宣教師はエリザベス即位時にイングランドから亡命したカトリック神学者、研究者およびジェントリの子息たちによって構成されていた<sup>17)</sup>。その中でエドマンド・カンピオン(Edmund Campion, 1540-81)やロバート・パーソンズ(Robert Parsons, 1546-1610)がイエズス会士となり、1580 年からイングランドでの布教を開始した。以下、カトリック宣教師とイエズス会士の布教活動をみていきたい。

政府の任務は、イングランド国教会を定着させ、国家に新しい秩序を形成することであった。しかし、その任務は反宗教改革の精神を身につけた宣教師の活動によって、はかりしれないほど困難になった。1570 年代半ばから、政府はイングランド国教会との妥協や一時的な改宗に否定的な宣教師に支えられた、中核のカトリック教徒に直面することになったからである。

宣教師トイエズス会士への評価は高いが、ヘイグは彼らの問題点を指摘した。彼はまず、イングランドにおける不均等な宣教師の分布を挙げている。人数が不足していた宣教師の派遣先が、南東部、東部に偏りがちであったことは 1603 年までに改良されていったが、当初は大きな問題であった。例えば、1580 年、イングランドで活動した宣教師の半数はエセクス、ロンドン、テムズ河流域に布教したが、それらの都市全部を合わせてもイングランドのカトリック教徒人口の五分の一がいたにすぎず、五分の二にあたる北部のカトリック教徒に対しては、宣教師全体のうち五分の一しか集まらなかつたという<sup>18)</sup>。

より重大な問題は、イエズス会士の任務の目的は、残存するカトリシズムに好意的な庶民を厳格なカトリック教徒に変えることであるという指導を受けていたにもかかわらず、彼らが庶民を無視してジェントリ家族に集中したことであった<sup>19)</sup>。ジェントリの提供するチャペルは、多くの宣教師が明らかに望んでいたもので、彼らのもとでは快適さと財政が保証された上に安全であった。ロバート・パーソンズの同僚のイエズス会士、ウィリアム・ウェ斯顿(William Weston, 1550-1615)は、布教はカトリック・ジェントリの密接な協力によってのみ効果があると信じており、1568 年のイエズス会士の集会で安全なカトリック家族の名簿を配っていたという<sup>20)</sup>。このようにして、貴族・ジェントリによって、イングランドへ渡ってきた宣教師の受け入れが促進された。南部ではカトリック・ジェントリのネットワークが確立されていった<sup>21)</sup>。しかし、一方で、ほかの地域では深刻な宣教師不足が生じていたのである。

ヘイグは、宣教師をジェントリの家族へ集中させた配置はイエズス会士によって運営されたのであるから、彼らは南部のジェントリへの布教に専念し、北部の農民を無視したと非難されるべきではないのかと考えている。多くのカトリック教徒が存在したにもかかわらず、人数不足の宣教師は野外で貧困と危険に耐えるよりも、裕福なジェントリが与えてくれる快適さと安全を求めたため、設備の不十分な地域では、民衆は信仰を維持することができなかつたというのである<sup>22)</sup>。

しかし、こうしたヘイグの批判は極端であるとして、マクグラスは以下のように反論した。当時の状況を考慮すれば、彼らが名門家族のチャプレンとして安易な生活を求めていたとはいえない。イングランドでは、カトリック教徒弾圧法が強化されていったのであるから、快適な

生活のためにイングランドへ渡ってきたとは思えない。また、大多数が安全な家族のもとで生活していたわけではないのである。その上、彼らがカトリック貴族・ジェントリのもとで布教活動を展開することによって、その家族の精神面に与えた影響は大きい<sup>23)</sup>。学問のある熱心な宣教師にとって、彼ら自身が活動してカトリックの精神を人々に伝え、もたらすことが重要な任務であった<sup>24)</sup>。

ヘイグも、宣教師やイエズス会士の、人々の精神面への効果を次のように評価している。宣教師は伝統的カトリシズムに衝撃を与えたことが重要であった。カトリック教徒は宣教師によって規則的に、告白と聖体拝領を受け、敬虔な生活を送ることができた。カトリック・ジェントリは、庶民の迷信とはまったく異なる精神面のカトリシズムが強調された生活を送っていたのであった。そうした敬虔な態度は、宣教師によって与えられた精神的な訓練と関係があった<sup>25)</sup>。

確かに宣教師は、イングランドにおいて民衆ではなくて貴族やジェントリに主に働きかけていた。しかし、彼らは精神的な影響を与えたのである。以前から、貴族やジェントリはメリヤ治世のカトリック聖職者をチャプレンとしてミサを受けていたが、そのままでは聖職者の死を待つだけであり、カトリシズムは途絶えてしまったであろう。しかも、そのカトリシズムは主に伝統や迷信と関わったものであった。エリザベス女王の宣言によって教皇庁やカトリック教徒に対する態度が硬化しあじめていた中で、彼らはまったく新しい精神をイングランドに持ち込んだ。宣教師の活動の意義は、貴族やジェントリが、イングランド国教会に対して非妥協的なカトリシズムを維持したことであったといえよう<sup>26)</sup>。

### (3) カトリック貴族・ジェントリ

1559年 の礼拝統一法を受諾しなかった聖職者が、法律に違反して活動し続ける場合、俗人からの援助が必要であった。例えば、メリヤ時代のカトリック司祭は貴族とジェントリの邸宅に永久に居住する者がいたし、いくつかの異なった家族に保護される者も多かった。地域によっては、多くの聖職者が保護もなくその日暮らしをしていたが、ランカシャやサフォークでは容易にカトリック家族の保護を受けることができた。カトリック宣教師のイングランド布教以前の期間の重要性とは、多くのカトリック名門家族が聖職者を保護する習慣を身につけたことである。こうした保護活動の下地ができていたために、1570年代半ばからの宣教師援助組織が形成されたのである<sup>27)</sup>。

カトリック貴族・ジェントリが、安全な隠れ家として自宅を提供したことは重要であった。迫害を受ける宣教師やカトリック教徒にとって、彼らの邸宅は宣教師とミサの儀式を十分に隠すことのできる唯一の場であったからである<sup>28)</sup>。1590年代初期、ケントとサセクスの境界には、その地域へ移動してきたイエズス会士の隠れ場所が数多く存在していた。カトリック・ジェントリは司祭の隠れ場所や、秘密のチャペルを提供していた。彼らは宣教師搜索にそなえて、秘密の通路などに通じる隠れ場所を自宅に用意するのが普通であり、サセクスとハンプシャではその建築装置が発見されている<sup>29)</sup>。

彼らは避難場所を提供するほかに、宣教師の移動を助けた。実際にさまざまな場所へ安全に移動させる案内人の役目は、普通ジェントリが負っていた。彼らは1580年以降、イングランドからヨーロッパ大陸のカトリック神学校へ生徒を案内し、その帰りに宣教師をイングランドへ連れて行き、避難場所や布教旅行の手配を行った。また、往復のさいには、書簡の通信も任

されていた<sup>30)</sup>。また、宣教師を援助したり外国にカトリック神学校を建設するための基金を設立する貴族もいた<sup>31)</sup>。カトリック諸国による侵略の脅威に満ちた国際状況のため、政府の立場からは、ローマ教皇至上主義の宣教師は反逆者であった<sup>32)</sup>。数の点ではカトリック教徒は重要ではないかもしれないが、彼らの身分が問題であった。敬虔な貴族・ジェントリは地方において強大な権力を維持していたため、宣教師を保護できたのである。

こうした援助者は、明らかにイングランドにおけるカトリシズムにとって重要であったが、現在、このような援助活動に何人が従事して、どれほどの州に分布していたかは不明である。宣教師が最初にイングランドに到着してから 17 世紀の初めまで、カトリック教徒の人数は、地域によって差がみられるが、イングランド全体では増加した。カトリック教徒が多い地域ほど援助組織が発達していた。その上、人数も生活態度も明らかではないが、表面的には国教徒に改宗している「隠れカトリック教徒」(Church Papist)が存在していたのであった<sup>33)</sup>。

カトリック貴族・ジェントリの援助は、宣教師のイングランド布教にとって必要不可欠であった。敬虔なカトリック地方統治者である彼らは、宗教的に政府に不満をいだき、宣教師を援助し続けた。彼らとイングランド国教会に非妥協的な宣教師との協力関係が成果をあげて、カトリシズムが発展したことは政府に脅威を与えた。政府にとって国家統合の妨げであったのは、卓越した権力を有し、カトリシズムを維持し続けた貴族とジェントリであった<sup>34)</sup>。

## II 対カトリック教徒政策

### (1) 国際情勢とカトリック弾圧の強化

ここでは、貴族・ジェントリに注目し、国家統合を目指す政府の対カトリック教徒政策を考察する。外国カトリック勢力と国内カトリック教徒は 1570 年代後半から、イングランド王位を主張する元スコットランド女王メアリ・ステュアート(Mary Stewart, 1542-87)を擁立して、積極的に異端であるエリザベスの暗殺やイングランド侵略を図った。これらの陰謀には、アレンやパーソンズなど一部のイエズス会士も関連していた。メアリ・ステュアート処刑後、イングランド国教会にとって最も重要な事件は、1588 年のスペイン、教皇庁、イエズス会士が計画した無敵艦隊(Armada)である。無敵艦隊の壊滅により、イングランド侵略計画は挫折し、もはやローマ・カトリック教会が復活しないことが確実となった<sup>35)</sup>。1570 年代半ばから、エリザベス女王の権威を認めない宣教師の布教が続けられたが、侵略や陰謀を利用して、政府は宣教師やカトリック教徒への弾圧法を正当化した<sup>36)</sup>。

エリザベス政府は異端弾圧組織として、まず、枢密院(Privy Council)の管轄下に高等宗務官制度(High Commission)を発足させた。これはヘンリ八世治世の政治家トマス・クロムウェル(Thomas Cromwell, Earl of Essex, 1485-1540)が異端審問のために創設した裁判所のことである<sup>37)</sup>。ほかにも、治安判事、市町村長、州知事(sheriff)らが補佐として高等宗務官に協力し、1581 年の法律により、治安判事と巡回裁判所裁判官に 20 ポンドの罰金行使権が与えられた<sup>38)</sup>。教区教会も、宗教生活を監視するための教区委員(churchwarden)<sup>39)</sup>や教会裁判所を有しており、大主教や主教による公式な教区巡察は聖職者の学問や指導力、教会建造物の状態、教区が所有している書物・装飾、平信徒の宗教的・道徳的生活について、各教区に尋問した。1581 年以降に弾圧は本格化した。カトリック勢力の国際的脅威を理由に、新たな弾圧法が制定

されたからである。1581年の法律は、国教会の礼拝欠席者に対して、一回目 20 ポンド、二回目 40 ポンド、三回目 100 ポンド、四回目は弾劾令状の発行、およびミサを行った司祭は死刑と定めた。1585年の法律はイエズス会士や宣教師はそれだけで大逆罪として、彼らをイングランドから追放すると同時に、彼らを保護した者も重罪としたのであった<sup>40)</sup>。

宣教師たちは政治への関与を厳しく禁止されていたが、政府にとっては彼らは国王至上法を否定する反逆者であった<sup>41)</sup>。イングランドでは 1581 年から 88 年までに 64 人の宣教師と 20 人の平信徒が反逆者として処刑された。逮捕された宣教師には、「血腥い尋問」が用意されていた。その尋問とは以下のようなのであった<sup>42)</sup>。

- 一、エリザベスは合法的な君主か否か。
- 二、ローマ教皇は一国の君主を破門し、王位を剥奪する権限を有するか。
- 三、カトリック勢力によるイングランド侵略が起きた場合、いずれの側に味方するか。

彼らは死を恐れずにカトリシズムの立場をつらぬき、処刑されていった。エリザベスの側近ウィリアム・セシルは、宣教師は武力で政府を打倒するためにイングランドへ渡って来ていると主張した。また、彼は、教皇が反イングランド的政治活動を支持した確実な証拠として北部の反乱をあげた<sup>43)</sup>。処刑者数は 1587 年は 6 人であったが、スペイン無敵艦隊の襲撃後には 21 人に増加した<sup>44)</sup>。このように、宣教師への迫害は国際状況のためにきわめて政治的理由で行われたのであった。それでも、彼らの布教は継続し、人数は減少するどころか増大した。1585 年までに 229 人の宣教師がドゥエイから、33 人がローマから派遣された。弾圧にもかかわらず、政府は宣教師を撲滅することはできなかったのである<sup>45)</sup>。

さて、国内カトリック教徒は宣教師の指導のもと、厳格なカトリック教徒に変わったにもかかわらず、彼らは女王に忠誠を誓っていた<sup>46)</sup>。しかし、政府は彼らは宗教によってではなくて、反逆行為によって処罰されているのだと発表した。国民は外的に法律に従う限り、宗教問題において良心の自由を許されたが、政府は、国民が宣教師へ援助することを認めることはできなかつたのである<sup>47)</sup>。1585 年の法律により、ジェントリ 15 人が宣教師を避難させた罪で、また、18 人がさまざまな方法で援助したために処刑され、4 人が告発された<sup>48)</sup>。その後、政府は 1593 年に、カトリック教徒がスペイン・フランスと結びつくことを防止するために、彼らが住居から五マイル以上移動することを禁止した。政府は、国際的なカトリック勢力の脅威への、政治的な対応を第一に考えていた<sup>49)</sup>。

カトリック教徒への罰金徴収も強化された。例えば、ヨークシャでは、ハンティンドン伯(Henry Hasting, 3<sup>rd</sup> Earl of Huntingdon, 1536-95) が急進的プロテスタントのカンタベリ大主教エドマンド・グリンダル(Edmund Grindal, 1519-83)と協力し、高等宗務官に罰金徴収、宣教師の捜索、毎月のカトリック教徒の名簿作成を徹底させていた<sup>50)</sup>。罰金徴収は司法長官にも任されていたが、それでもハンティンドン伯みずからが、地方のカトリック教徒の収入情報を枢密院に報告するとともに、教会欠席者に対する罰金徴収組織を監視した。中核のカトリック教徒を対象としていた高等宗務官の組織は 1570 年代に開始され、80, 90 年代において拡大したのである<sup>51)</sup>。スペイン無敵艦隊襲撃の失敗後、カトリック教徒はエリザベスに忠誠を誓っていたにもかかわらず、新たな迫害法によって国王至上法への宣誓を拒否した者への罰金額が引き上げられて、彼らは衰退した。国際的な脅威によって、国内カトリック貴族・ジェントリ

と宣教師に対する刑罰、罰金などの弾圧法が強化された。

## (2) 地方における弾圧

ここでは、地方の教区における弾圧が実際どのように行われていたのかを、イギリスにおける研究をもとに、ヨークシャ、ランカシャ、サセクスの名望家の事例を検討していきたい。弾圧は宣教師やカトリック教徒処刑など部分的には効果があったが、法律とその実行には差がみられた。

カトリック教徒の撲滅が成功しなかった理由のひとつは、地方行政機構が整っていなかったことであろう。政府は地方統治をその地方の名望家の協力に依存していたが、彼らの協力を得ることができなかつた。彼ら自身がカトリック教徒、もしくはカトリック貴族・ジェントリと関わりを持つ場合があつたため、弾圧法を実行しなかつたのである<sup>52)</sup>。

カトリック教徒の多いランカシャにおいては、地方名望家自身がカトリック教徒であったために、弾圧の成果は大変限られていた。1590年、プレスコット教区では教区委員がカトリック・ジェントリによって監督されていた。指導的なジェントリが皆カトリック教徒なのでプレスコットは教区巡察が困難であり、1592年、6人のカトリック教徒しか教区巡察に出席しなかつたため、チェスター主教ウィリアム・チャダトン(William Chadderton, 1540-1608)は、教区委員にもっと真剣に教会欠席者の名簿を作成するよう命令したのであった<sup>53)</sup>。また、教会裁判所の裁判官の大多数は信頼できなかつた。例えば、プレスコット教区では1583年、裁判官として8人のカトリック貴族、3人のカトリック・ジェントリ、14人の隠れカトリック・ジェントリが活動していたのである。1592年、ウェリントン教区の裁判官12人のうちでは5人しか信頼できず、1598年末に43人の裁判官のうち14人は隠れカトリック教徒、ほかの10人はカトリック教徒と密接な関係があつた。枢密院、チェスター主教チャダトン、教区委員会、国教会聖職者たちは、教会裁判所の裁判官は弾圧法を強制していないという意見で一致していた<sup>54)</sup>。

また、有力なカトリック教徒を弾圧するには、教区委員会は無力であった。ウェスト・ライディング・ヨークシャにおいては、教区委員と巡察にカトリック教徒に関する情報収集と告発が任されていたが、彼らはカトリック・ジェントリの借地人または隣人であったので、彼らを不必要に攻撃したくなかったのであった。行政機構はジェントリからの圧力を繰り返し受けている、迫害は強化されることもあつたが緩慢にもなりえたのである<sup>55)</sup>。

サセクスでも、カトリック・ジェントリの捜索は彼らよりも社会的に劣つた教区委員が務めた。1579年、ジェフリ・ポール教区のジェントリ家族は2年間も教区教会に出席しなかつたにもかかわらず、罰金を徴収する教区委員が存在しなかつたため、支払わずにすんでいた。別のカトリック・ジェントリがその教区を支配しており、10年以上も教区委員の選挙が行われないでいたからである。ほかの教区でも教区委員の立場は弱く、クラバム教区では1579年、彼らがカトリック教徒を召喚しても誰も教会裁判所に現れなかつた<sup>56)</sup>。国教会聖職者たちが巡察を開始しても、問題は解決されなかつた。彼らも社会的地位がジェントリよりも劣っていた上に、聖職禄をカトリック教徒の聖職叙任権所有者に負っていたため、買収されやすい立場にいたからである<sup>57)</sup>。

第二の理由は、地位や社会的影響力を持つカトリック教徒との過度な対立を政府が回避したために、弾圧に限界があつたことである。イングランド国教会を定着させるため、権力のない教区委員ではなくて、主教や地方名望家がカトリック・ジェントリに対して強硬な弾圧を試み

た場合もあったが、いずれも政府からの協力を得ることはできなかった。

サセクスでは、官職が目的の改宗によって、大ジェントリの中のカトリック家族の比率は低下したが、エリザベス治世を通して、大ジェントリ 15 家族、小ジェントリ 30 家族が存在していた。また、1570 年代、カトリック・ジェントリは依然として治安判事の官職を保持していた。そのような状況に対して、チチェスター主教リチャード・カーティスが 1575 年から、枢密院より権限を与えられて教区民を完全に国教徒へ改宗させるための計画に着手した。彼は外的な改宗には満足できず、表向きは改宗している隠れカトリック・ジェントリに対しても、彼らの地位を顧みずに不寛容に扱ったのであった<sup>58)</sup>。

彼は、影響力を有する 3 人の治安判事を務めるジェントリに出頭を命じた。彼らはモンタギュ家など貴族の保護を受けた、反カーティス派の指導者で、カトリックの書物を所有していたり、海外に亡命したカトリック教徒に手紙や資金を送ったりしていないか調査された。そのため、3 人は、自分たちは祈禱書を教区教会で用いて、国王至上法にも従っているにもかかわらず、カーティスに召喚されたとして枢密院に抗議したのであった。カーティスの処分を任せられた国務大臣フランシス・ウォルシングハム(Francis Walshingham, 1532-90)と大蔵卿ウォルタ・マイルドメイ(Walter Mildmay, 1520-89)は、彼の不寛容な審問によって、彼とジェントリとの対立が深まってしまったことは問題であると考えた。その後、1577 年、カーティスは 3 人のジェントリを脅迫していたことを認め、問題の多くは自分の責任であると謝罪した書簡を枢密院へ送った<sup>59)</sup>。当時のイングランドは、外国からの侵略の脅威に直面しており社会的安定が必要であったが、政府側からみれば、彼の改革はイングランドの社会的安定を脅かすものであった。貴族やジェントリは反乱の可能性を持っていたため、政府は彼らとの対立を防ぐ必要があった。

ウェスト・ライディング・ヨークシャにおいては、1570 年代から 1603 年までハンティンドン伯が、宣教師と結びついた危険なカトリック・ジェントリを撲滅する努力を続けていた。1572 年に彼はウィリアム・セシルに、北部では厳格な統治が必要であると手紙を書いていたが、カトリック・ジェントリの増加を防ぐことはできなかった。たとえば、アン・イングル比(Anne Ingleby)はカトリック教徒であったため、1571 年～72 年に高等宗務官裁判所に召喚されたが、応じようとせず、その後も 1585 年 6 月まで無視していたが、処罰されることはなかった。また、息子のリプリー・ウィリアム(Lipley William)の妻もカトリック教徒であったが、1585 年に病気と偽って裁判所に出廷しなかった<sup>60)</sup>。ハンティンドン伯はイングル比家は反逆者の巣窟であると信じていたが、彼らを処罰できなかった。彼が枢密院に弾圧の厳格化を要請したにもかかわらず、改善はみられなかった。

弾圧を委任されていた教区委員は、カトリック貴族・ジェントリと関わりを持っていたために活動できなかった。地方によっては、彼ら自身がカトリック教徒の場合もあり、明らかに教区の行政機構は不十分だったのである。治安判事の人数が何百人も不足していたことも、行政機構の欠陥であった<sup>61)</sup>。また、たとえカトリック教徒の告発に成功し、投獄できたとしても、看守が彼らからわいろを受け取れば弾圧することは困難であった<sup>62)</sup>。

一方、政府は完全な宗教の統一のためには、彼らを根絶する必要があったにもかかわらず、徹底的に弾圧して彼らとの対立を過度に深め、現存する社会秩序を混乱させることは避けていた。エリザベス政府は単なる宗教の統一ではなくて、国内の安定を維持した国家統合を目指していた。行政機構が整っていなかっただけではなく、社会的安定を図ったために、政府はエリ

ザベス治世の終わりまで、弾圧法を強制しなかったのではないであろうか<sup>63)</sup>。

### (3) 弾圧政策の性格

対カトリック教徒弾圧法はあまり効果的に行われていなかったが、最も重要な方法は統監(Lieutenant)，治安判事，州知事などの地方官職を利用して、カトリック教徒を支配することであった<sup>64)</sup>。つまり、政府はカトリック教徒との直接対立を避けて、地方統治者をいっせいにではなく徐々にプロテスタント(国教徒)へ入れ替えていったのである。また、政府は彼らが官職目的で自発的に国王至上法に宣誓して、国教徒へ改宗することを期待できた。マニングは、官職からカトリック教徒を除外することが国家統合に有効であったため、社会的安定を維持して国家統合が達成されたという見方を示している。

エリザベス治世初期のサセクスでは、貴族は全員、聖職叙任権を有するカトリック教徒であり、1560年代は地方官職を保有するジェントリも約半分、少なくとも39%はカトリック教徒であった。彼らは1560年代半ばまで地方行政を独占支配していたため、彼らを信頼できるプロテスタント地方統治者に交代させる作業は軌道にのらなかった。しかし、2人枠のある官職のうち1人をプロテスタントに変えていくことにより、徐々にその作業は促進された。例えば、統監は2人のカトリック貴族のアランデル伯(Earl of Arundel)とロード・ラムレ(Lord Lumley)が務めていたが、北方反乱後は両方とも罷免され、国教徒と王党派カトリック教徒が彼らに変わったのである。ただ、彼らも弾圧法は厳格すぎるとして実行せず、1585年になってから、ほかの国教徒2名が統監になった。このようにして、重要な地方官職を所有していた88家族の名門貴族のうち、カトリック教徒は1560年代には半分いたが、1590年代には六分の一へと減少してしまったようである<sup>65)</sup>。

政府は多数の貴族の社会的・宗教的影響力を抑えることを望んでおり、カトリック貴族はしだいに統監などの重要な地位や聖職叙任権を奪われたので、社会的・宗教的保守性を維持することが困難になった。変化は急速でも完全でもなかったが、治世後半には効果が表れたのである<sup>66)</sup>。

また、貴族やジェントリは政治的・経済的利益を守るために改宗することを望む者もあった。つまり、一時的に、少なくとも地方統治者であり続けるために国教徒に改宗したのである<sup>67)</sup>。政府は彼らが官職を得るかわりに宗教的に不満を持たないことを期待していたため、改宗さえすれば復位できた。この結果、サセクスにおいても、ほかの州においても隠れカトリック地方統治者が増加した。エリザベス政府が彼らを取り締まることはなかった。彼らはイングランド国教会を信仰していたわけではなかった。例えば、ランカシャーを管轄していたチェスター主教チャーチ頓よれば、1592年冬の巡回裁判において41人のカトリック・ジェントリ全員が改宗したにもかかわらず、ほぼ全員が再び問題を起こしたという。隠れカトリック教徒は巡回裁判の前になると教区教会に出席するだけで、実際は改宗の効果は少なかった<sup>68)</sup>。彼らは一時的に改宗したにすぎず、依然として宣教師とともにカトリシズムを維持していたのであった。しかし、政府は彼らが外面向的な改宗を一時的に示すことで満足していたという。

それでも、1580、90年代には治安判事を務める熱心で信用できる国教徒の中から、カトリック教徒弾圧のための特別判事を任命し、しだいに彼らが権力を持つようになっていった<sup>69)</sup>。また、官職のためであれ、国教徒への改宗を通して、エリザベスは幅広い地方支配者層の支持を得ることができた。例えば、1603年にランカシャーでは600人以上のカトリック・ジェント

リが改宗しており、国教徒は確実に増加していった<sup>70)</sup>。

さて、ウィリアムズも、サセクスにおける官職保有者のカトリック教徒からプロテスタント（国教徒）への入れ替えについてふれている。治世の最初から入れ替えは行われていたが、十分な資質のあるプロテスタントは当初は任命できず、また、地方カトリック統治者の利益を彼らから突然切り離すことはできなかつたので、支配者層の完全な入れ替えは不可能であった。しかし、確実に変化がみられたのである。例えば、ノーフォークでは1559年に24人中16人のカトリック教徒が治安判事から除外された。また、治世最初にはメリ時代の巡回裁判所裁判官が全員残留していたが、枢密院は1570年代に死亡した者の代わりに、熱心ではなかつたが新しい国教徒の裁判官を任命した。そして、1580年代からほとんどの州において、カトリック教徒が治安判事から除外されはじめた<sup>71)</sup>。その上、官職目的の改宗も促進されたのである。

政府はカトリック宣教師を厳格に処罰したにもかかわらず、カトリック貴族・ジェントリに對しては稳健であり、彼らを反抗的にさせるというよりは改宗へと導いた。それゆえ、ウィリアムズも「エリザベスの任務は国内の異端と国外からの脅威に耐えられるプロテスタント国家を形成することであったが、これに彼女は成功した」と述べている<sup>72)</sup>。

官職を利用することにより、政府は徐々にカトリック貴族・ジェントリの地方行政における権力を抑制すると同時に、官職目当てで外面的に改宗した国教徒層を拡大することができた。このようにエリザベス政府の弾圧政策は、急激な社会的変化を抑えて、長期的に安定した国家統合を図るというものであった。この弾圧政策は、たしかに治世後半になって国家統合を促進した。

### おわりに

1559年、エリザベス政府は国王至上法と礼拝統一法を制定し、ローマ・カトリック教会から独立するとともに、イングランド国教会のもとでの国家統合を目指していた。国内においては、カトリック教徒を抑えて宗教の統一を図ろうとしたのである。

治世初期、多数の国民および聖職者が改宗したことは、国教会のもとでの宗教統一を促進したが、カトリシズムは衰退してはいなかつた。依然として民衆は保守的であり、カトリック聖職者の活動により貴族やジェントリが信仰を維持することができたからである。しかし、カトリック聖職者は不足していた上に、外国カトリック勢力の干渉のため、政府は稳健な政策を変更した。イングランドのカトリック教徒にとって転換点といえる、宣教師やイエズス会士の布教後、国民全体にではなかつたが、新しい精神がカトリック貴族・ジェントリにもたらされたことは重要である。

貴族とジェントリ側も、イングランドへ渡ってきた宣教師を避難所や自宅で保護したほか、道案内を務めて援助組織を形成した。地方の有力者としての地位や影響力を持った、敬虔なカトリック貴族・ジェントリの援助は宣教師にとって必要不可欠であった。布教活動が活発化し、イングランド国教会に対して非妥協的なカトリック教徒が着実に増加したことを見越しては警戒していた。1570年代半ばから治世を通して、イングランドにおけるカトリシズムの発展を担つたのは、宣教師を保護し続けたカトリック貴族・ジェントリであったといえる。つまり、援助活動によってカトリシズムを存続させた彼らこそが、国家統合の妨げであったのである。

外国カトリック諸国による侵略の脅威のため、政府は宣教師を反逆者とみなし、特に1580

年ごろから、地方行政機構を通して対カトリック教徒弾圧を強化した。しかし、宣教師が処刑されたにもかかわらず、カトリック教徒弾圧法は効果的に実行されていなかった。地方行政機構には多くのカトリック名望家が残留しており、カトリック教徒と関係した教区委員たちは怠慢であったからである。その上、政府も社会的安定のために有力カトリック教徒との対立は避けていた。

それでも、国家統合において最も重要な政策は、徐々にカトリック教徒を治安判事や統監などの地方官職から除外することにより、彼らの地方行政における役割を低下させることであった。その結果、官職を維持するためだけに改宗した隠れカトリック教徒が増加した。不完全ではあったが、徐々にプロテスタンント（国教徒）が地方統治者に加わった上に、多数のカトリック教徒が改宗したということは、国家統合達成への進歩である。

少数派とはいえ、存続し続けたカトリック教徒をどのように評価するかは困難である。確かに隠れカトリック教徒の国教徒への改宗は表面的なもので、彼らは依然として宣教師を援助してカトリシズムを維持していた。政府はカトリック教徒を撲滅できず、表面的な改宗が促進された。しかしながら、エリザベスの宗教政策を失敗と位置付けたり、カトリックの強力を強調しすぎることは疑問である。エリザベス政府は時間をかけて、イングランド国教会のもとでの国家統合に一定の成功を収めたと思われる。

### 注

- 1) ヘンリ八世の離婚問題および国王至上法の確立については、八代『イギリス宗教改革史研究』創文社、1979年、73~94頁を参照。
- 2) イングランドに関する限り、カンタベリ大主教の決定を最終決定とし、一切の外国への上訴を禁止した法律。八代『イギリス宗教改革史研究』84頁。
- 3) Penry Williams, *The Tudor Regime* (Oxford: Clarendon Press, 1979), 265.
- 4) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），教文館、1986年、386頁。
- 5) イギリス、日本におけるイングランド宗教改革の研究史の詳細は、指昭博『イギリス宗教改革の光と影——メアリとエリザベスの時代』ミネルヴァ書房、2010年、序章を参照。平井正樹「ヘイグのイングランド宗教改革再検討論について」『東洋女子短期大学紀要』21巻、1989年、97-114頁；Eamon Duffy, *The Voices of Morebeth: Reformation & Rebellion in an English Village* (New Haven: Yale UP, 2003); Duffy, *The Stripping of the Alters: Traditional Religion in England 1400-1580*, 2<sup>nd</sup> ed. (New Haven: Yale UP, 2005).
- 6) 指、前掲書；楠義彦「イングランド宗教改革と国教強制——エリザベス時代を中心に」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、1994年、753-793頁；楠「エリザベス時代の Visitation Articles と国教強制」『西洋史研究』新輯第 29 号、2000 年、104-124 頁；楠「エリザベス時代におけるレキューザンツ(Recusants)の形成と変容」高田実・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005 年、177-207 頁。
- 7) Roger B. Manning, *Religion and Society in Elizabethan Sussex: A Study of the Enforcement of the Religious Settlement 1558-1603* (Leicester: Leicester UP, 1969); Williams, 271, 286, 287; Cross, 104.
- 8) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），390頁。
- 9) 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店、1987年、115頁。
- 10) John Bossy, *The English Catholic Community, 1570-1850* (London: Oxford UP, 1975), 5; A. G. Dickens, "The First Stages of Romanist Recusancy in Yorkshire, 1560-1590," *Yorkshire Archeological Journal*, vol. 35, (1940-43): 170; 八代『イングランド宗教改革史研究』聖公会出版、1993年、208頁。
- 11) Christopher Haigh, "The Continuity of Catholicism in the English Reformation," *Past & Present*, vol. 93 (1981): 49.

- 12) Haigh, "The Continuity," 40.
- 13) 宗教的・政治的に政府に不満を持つ貴族を中心に、北部のカトリック教徒が起こした反乱。正統なイングランド王位継承者であると主張するカトリック教徒のスコットランド女王メアリ・ステュアートを幽閉先から救出し、彼女の即位を図ったが失敗し、参加した貴族は処刑、私財剥奪、国外追放などの処分を受けた。これを收拾した政府は、これまで穩健であった対カトリック教徒政策を強硬路線へ変更した。
- 14) Haigh, "The Continuity," 53.
- 15) Manning, 46.
- 16) Manning, 45, 47.
- 17) Haigh, "The Continuity," 53.
- 18) Haigh, "From Monopoly to Minority: Catholicism in Early Modern England," *Transactions of the Royal Historical Society*, 5<sup>th</sup> series, vol. 31 (1980): 129.
- 19) Haigh, "The Continuity," 54. ヘイグは、カトリック宣教師はジェントリのためにのみ布教したと主張しており、貴族については検討していないようである。政府の支配の及ばない辺境においては布教が成功する可能性が高かったため、例外的に貧者への布教もみられた。(Haigh, "From Monopoly," 144.)
- 20) Haigh, "From Monopoly," 137, 140.
- 21) Haigh, "The Continuity," 59.
- 22) Haigh, "From Monopoly," 142-146.
- 23) Patrick McGrath, "Elizabethan Catholicism: A Reconsideration," *Journal of Ecclesiastical History*, vol. 35, no. 3 (1984): 426.
- 24) Bossy, 19.
- 25) Haigh, "The Continuity," 64-65.
- 26) Williams, 275.
- 27) Patrick McGrath and Joy Rowe, "The Elizabethan Priests: Their Harboulers and Helper," *Recusant History*, vol. 19, no. 3 (1989): 209, 210.
- 28) Haigh, *Reformation and Resistance in Tudor Lancashire* (Cambridge: Cambridge UP, 1975), 282; Manning, 159.
- 29) McGrath, *Patrick, Papists and Puritans under Elizabeth I* (New York: Walker and Company, 1967), 294; Manning, 158.
- 30) McGrath and Rowe, 227-228; Haigh, *Reformation*, 282.
- 31) McGrath and Rowe, 214.
- 32) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），398頁。
- 33) Williams, 265.
- 34) Manning, 274.
- 35) 八代『イングランド宗教改革史』209～219頁。
- 36) Manning, 150.
- 37) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），391頁；Cross, 83.
- 38) Williams, 147.
- 39) 教区教会の世話をする俗人。カトリック教徒に対して、監禁、投獄、罰金を科す権力を有していたため、聖職者と裁判官たちは、彼らは宗教統一を図る場合に必要であると考えていた。(Williams, 262.)
- 40) McGrath, *Papists and Puritans*, 174.
- 41) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），216頁。
- 42) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），399頁。
- 43) Cross, 42.
- 44) 八代『イングランド宗教改革史研究』215～216頁。1577年から1603年までに、司祭139人、平信徒58人、合計197人が処刑された。
- 45) 八代『イングランド宗教改革』（宗教改革著作集、12巻），399頁。
- 46) Manning, 275.
- 47) Cross, 42, 43; McGrath, *Papists and Puritans*, 177.
- 48) McGrath and Row, 217.
- 49) 浜林, 126頁。
- 50) J. C. H. Aveling, "The Catholic Recusants of the West Riding of Yorkshire, 1558–1790,"

- Proceedings of the Leeds Philosophical and Literary Society, Literary and Historical Section*, vol. X, part VI (Leeds: Chorley & Picersgill LTD, 1963), 193.
- 51) Aveling, 212.
  - 52) Williams, 282.
  - 53) Haigh, *Reformation*, 271, 385.
  - 54) Haigh, *Reformation*, 290.
  - 55) Aveling, 214.
  - 56) Williams, 261-266.
  - 57) Cross, 109; Manning, 132.
  - 58) Manning, 78-80.
  - 59) Manning, 84, 86, 89, 286
  - 60) Aveling, 213.
  - 61) Haigh, *Reformation*, 285.
  - 62) Manning, 136-140.
  - 63) Manning, 147.
  - 64) Manning, 281.
  - 65) Manning, XV. カトリック・ジェントリも減少した。(Manning, 256.)
  - 66) Manning, XV.
  - 67) Manning, 253-261.
  - 68) Haigh, *Reformation*, 272-289.
  - 69) Manning, 253-261.
  - 70) Haigh, *Reformation*, 289.
  - 71) Williams, 271-276.
  - 72) Williams, 291.

付記：本稿は、平成25～28年度科学研究費補助金（基盤研究(C) 課題番号25370866），平成25～28年度科学研究費補助金（基盤研究(A) 課題番号25244035）および平成24年度大分大学教育福祉科学部短期プロジェクトによる研究成果の一部である。

## Catholics and Church Papists in Elizabethan England

AOYAGI, Kaori

### Abstract

In 1559 the Acts of Supremacy and Uniformity were enacted and the Elizabethan government tried to impose religious uniformity under the Church of England. In Elizabethan England, Catholics and Church Papists existed. Though the number of English Catholic people was small, it was difficult to punish the local Catholic nobility and gentry holding the social and religious power. They protected the Catholic priests and helped them to teach Catholicism. However, the government tried to exclude Catholic office-holders from public office such as the

lieutenancy. The gradual transfer of the social power from the Catholic nobility and gentry to the new Anglican aristocracy was successful. Although the government failed to destroy Catholicism, it seems that at the end of her reign, the national uniformity under the Church of England was accomplished.

【Key words】 Elizabeth, Catholic, Church Papist, the Church of England